

# 農地の利用集積・集約化に向けて ～ほ場整備のすすめ～



五行川東・鹿大根田地区(真岡市)



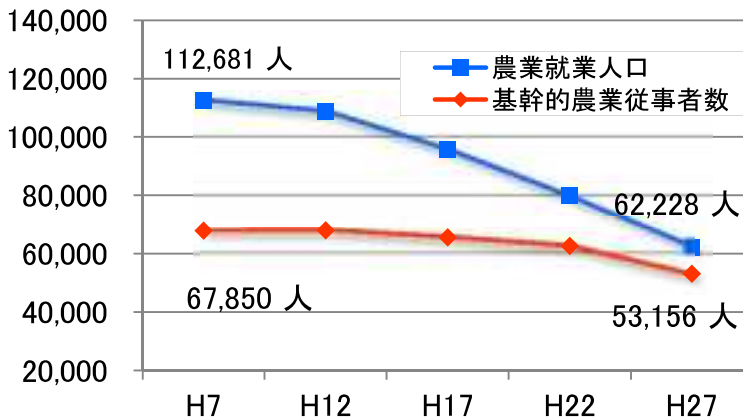
平成31(2019)年3月

# 農業農村の現状

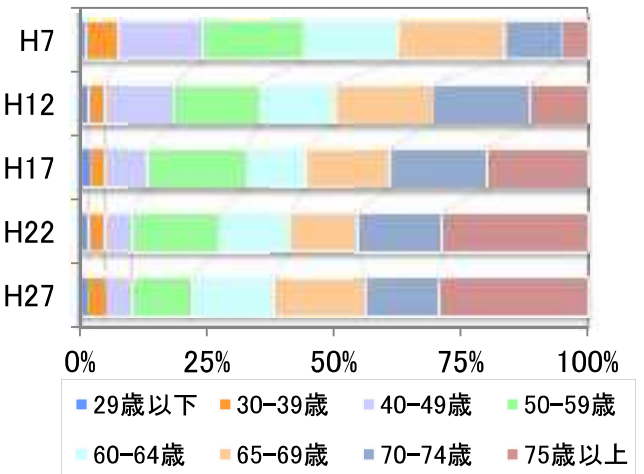
## 農業就業人口の減少化と担い手への農地の利用集積

農業就業人口は、20年間で約45%減少し、また、基幹的農業従事者の高齢化が進んでおり、強い農業の実現にむけて担い手への農地の利用集積を加速化する必要があります。

農業就業人口と基幹的農業従事者数  
(資料: 農林業センサス)



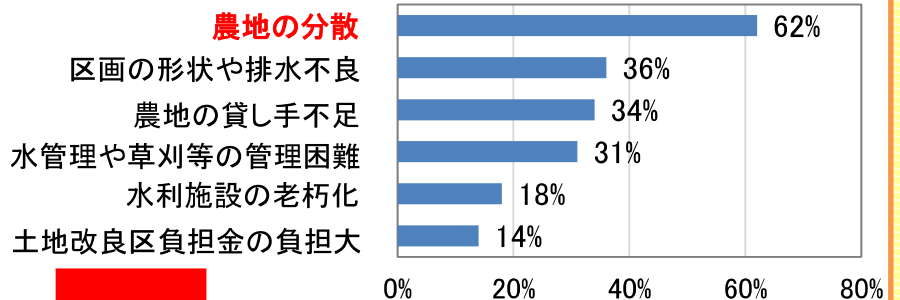
基幹的農業従事者数の年齢構成  
(資料: 農林業センサス)



## 担い手の経営規模拡大に向けた課題

経営規模拡大を志向する担い手を対象に、経営規模の拡大に向けて課題となる点を探ねたところ、「**農地の分散**」が62%と最も多く、次いで「**区画形状や排水不良**」「**農地の水管理や草刈等の管理困難**」「**農地の貸し手不足**」が上位を占めていました。

経営規模拡大に向けた課題  
(資料: 農地整備課)



## 収益力の向上・生産コスト削減に向けたほ場整備の推進

地域の営農戦略に即した農業経営を実現するため、担い手への農地集積・集約化を進めるとともに農地の大区画化や排水対策等を行うほ場整備を推進します。  
また、ほ場整備の推進とともに土地利用型園芸の拡大に取り組めます。

【整備前】



【整備後】佐川南地区(野木町・小山市)

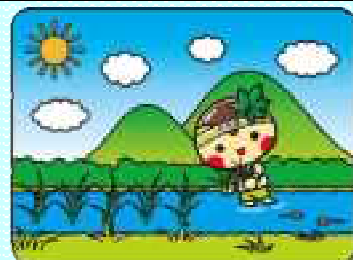


# 農地の利用集積・集約化をすすめよう！

## ～農地集積促進事業～

ほ場整備により整備される生産性の高い農地を、目標年度※までに担い手に集積させるための活動を支援する事業です。

※ 目標年度：農地整備事業（ハード事業）の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度



### ほ場整備事業実施地区のモデルケース

| 事業スケジュール        |               | 事業期間 |  |  |  |  | 目標年度                    | 目標年度の翌年度 | 目標年度の翌々年度 |
|-----------------|---------------|------|--|--|--|--|-------------------------|----------|-----------|
| 農地整備事業（ハード事業）   |               |      |  |  |  |  |                         |          |           |
| 農地集積促進事業（ソフト事業） | 指導事業          |      |  |  |  |  |                         |          |           |
|                 | 調査・調整事業       |      |  |  |  |  |                         |          |           |
|                 | 中心経営体農地集積促進事業 |      |  |  |  |  |                         |          |           |
|                 |               |      |  |  |  |  | 要件確認年度の翌年度又は翌々年度に促進費を交付 |          |           |

※ 中心経営体農地集積促進事業は、農地整備事業（経営体育成型）において実施できます。農地中間管理機構関連農地整備事業は実施できません。

### 指導事業

#### 事業主体

県（負担割合 国 50%、県 50%）

#### 内 容

県が、市町村や土地改良区などに対して行う、農地集積についての指導、助言、啓発普及活動  
（農地利用集積に関する研修会開催、PR資料の作成など）

### 調査・調整事業

#### 事業主体

土地改良区等（負担割合 国 50%、県 25%、地元 25%）

#### 内 容

担い手に農地を集積するために行う、土地利用調整に関する話し合いや、農家の意向調査等の農地利用に関する調整活動への支援

#### 助成限度額

（表3）の受益面積ごとの年間限度額を目安として、活動に必要な額を助成します。

調査・調整事業実施期間中は、毎年度必要額が交付されます。

(表3)

| 受益面積          | 助成限度額   |
|---------------|---------|
| 60ha未満        | 600千円   |
| 60ha以上200ha未満 | 700千円   |
| 200ha以上       | 1,600千円 |



地区営農部会による地域営農構想の検討

(調査・調整事業の助成対象経費:例)

- ・担い手のPR資料作成に係る印刷製本費、消耗品費
- ・農地利用集積推進会議に係る会場使用料、会議費、消耗品費
- ・研修会等における外部講師への謝金、旅費
- ・農地利用集積推進に従事する事務補助員への賃金、旅費



## 中心経営体農地集積促進事業

### 事業主体

県（負担割合 国 50%、県 50%）

### 内 容

中心経営体（人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体）へ農地の利用集積・集約化を促進するため、目標年度までに達成した実績に応じて促進費を交付します。

促進費は、ほ場整備事業にかかる地元負担金の償還費等に充てられます。

促進費＝ハード事業の総事業費×集積率に応じた助成割合

| 区分         | 農業競争力強化農地整備事業の場合 |               | 農山漁村地域整備交付金の場合 |
|------------|------------------|---------------|----------------|
| 中心経営体集積率   | 助成割合             | 集約化加算※        | 助成割合           |
| 85%以上      | 8.5%             | +4.0%(計12.5%) | 7.5%           |
| 75%以上85%未満 | 7.5%             | +3.0%(計10.5%) |                |
| 65%以上75%未満 | 6.5%             | +2.0%(計 8.5%) | 6.5%           |
| 55%以上65%未満 | 5.5%             | +1.0%(計 6.5%) | 5.5%           |
| 45%以上55%未満 |                  |               | 4.5%           |
| 35%以上45%未満 |                  |               | 3.5%           |

※ 集約化加算とは、担い手に集める農地の8割以上を連続して作業可能な1ha以上のまとまりとする集約化（面的集積）する場合、集積率に応じて上乗せされるものです。

※ 中心経営体農地集積促進事業に移行していない継続地区は、従前の事業の要件が適用されます。

## 【促進費計算例】

農業競争力強化農地整備事業  
農地整備事業(経営体育成型)の場合

- 総事業費: 1, 600, 000千円 ●受益面積: 100ha
- 目標年度の中心経営体集積面積: 80ha(うち集約化面積65ha)

### ■ 中心経営体集積率(%)

中心経営体の集積面積(ha) ÷ 受益面積(ha)

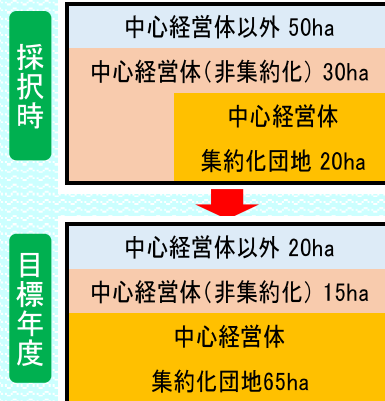
$$80\text{ha} \div 100\text{ha} = 80\% \Rightarrow \text{助成割合 } 7.5\%$$

### ■ 集約化加算

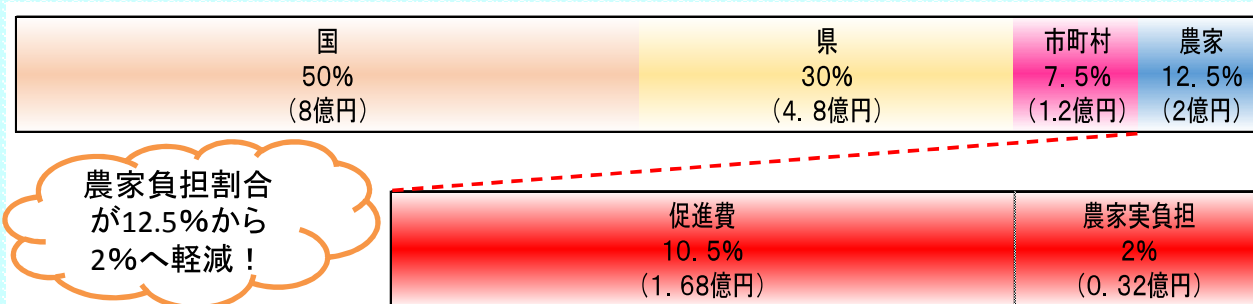
中心経営体の集約化面積(ha) ÷ 中心経営体の集積面積(ha)  $\geq 80\%$

$$65\text{ha} \div 80\text{ha} = 81\% \geq 80\% \Rightarrow \text{集約化加算 } +3.0\%$$

助成限度額 : 1, 600, 000千円  $\times 10.5(7.5 + 3.0)\% = 168,000$ 千円



## 【上記地区における農家負担金軽減イメージ】



(促進費の助成対象経費: 例)

- ・農地整備事業の地元負担金の償還費
- ・土地改良施設又は農地の整備費
- ・ほ場の均平、暗渠排水の機能保全等のための機械器具費
- ・その他、農地の集積・集約化の促進に必要と認められる経費(人件費・事務費等の経常的経費は不可)



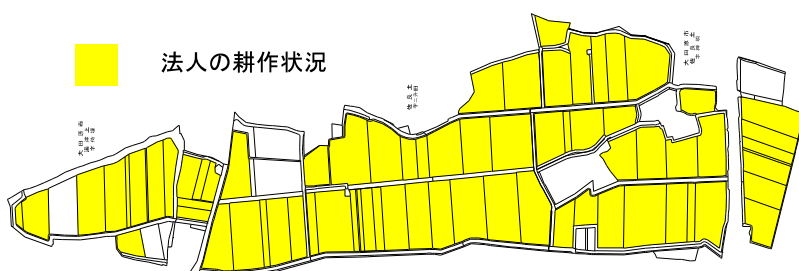
## 二輪地区 (大田原市)

### ～ほ場整備を契機とした農業生産法人の設立～

ほ場整備を契機に機械の共同利用による経営の効率化を図るため、平成25年3月に地区内の大規模経営農家を中心とした構成員5名による「農事組合法人ふたわ」が設立されました。

この結果、米の収穫や乾燥等の作業受委託が促進され、集積面積は事業実施前の11.4haから24.0haに増加し、担い手への農地集積率は県内でも最も高い94%となり、また、92.5%の農地の集約化が図られています。

平成22年度 : 県営農地整備事業(経営体育成型)着手  
平成24年度 : 区画整理工事完了  
平成25年3月: 農事組合法人ふたわを設立  
平成27年度 : 県営農地整備事業(経営体育成型)完了



実施前

|        |        |
|--------|--------|
| 担い手    | 個別農家8戸 |
| 農地集積面積 | 11.4ha |
| 農地集積率  | 42.9%  |



実施後

|        |           |
|--------|-----------|
| 担い手    | 農事組合法人ふたわ |
| 農地集積面積 | 24.0ha    |
| 農地集積率  | 94.0%     |

# 農地中間管理機構を活用した農地の利用集積・集約化

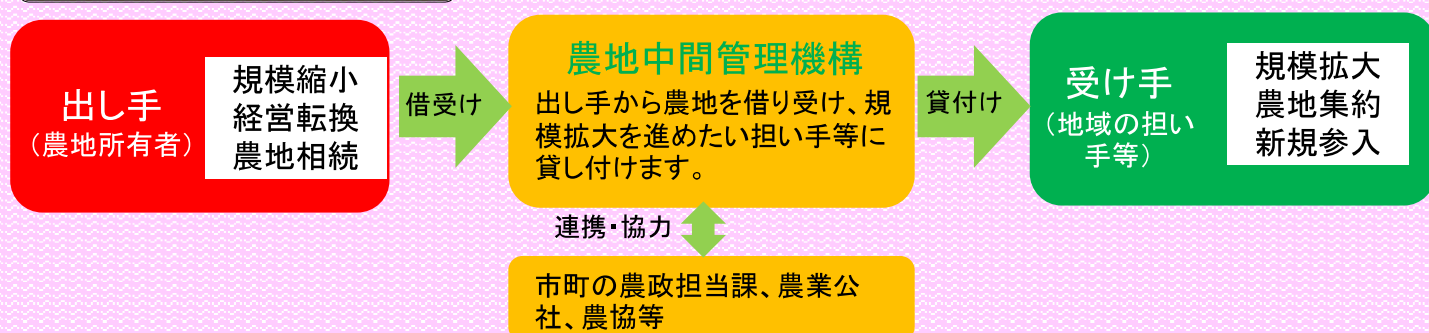
## ～農地中間管理事業～

担い手への農地集積・集約化を促進するため、土地改良区や地域の担い手の話し合いによる農地中間管理事業の活用が効果的です。

### 農地中間管理機構とは

担い手への農地集積・集約化を推進し、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化を図るため、農地の中間的な受け皿になる機関です。県では(公財)栃木県農業振興公社が農地中間管理機構として県の指定を受けています。

### 農地中間管理事業の仕組み

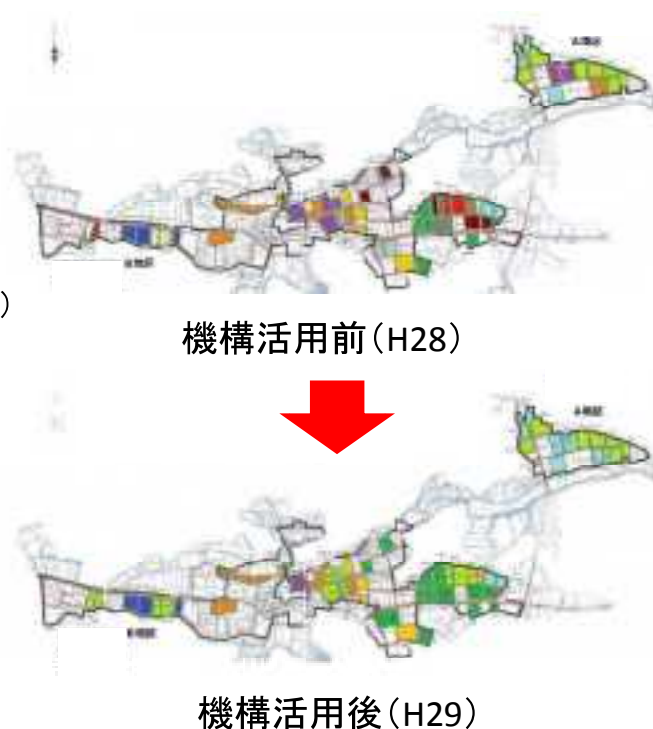
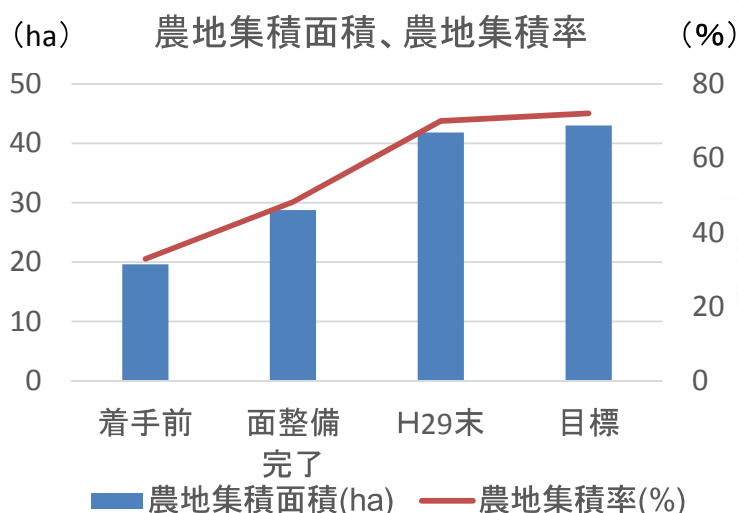


要件を満たす場合、機構集積協力金の交付を受けることができます。

### 大室地区（日光市）

#### ～農地中間管理事業を活用した農地の集積～

- ・事業工期：H22～H30
- ・受益面積：59.7ha
- ・担い手：9名
- ・担い手への農地集積面積(H30.3月末)  
：41.8ha
- うち機構を活用したのは、**33.0ha**



# ほ場整備事業のしくみ

県営のほ場整備事業はハード事業（区画整理等）とソフト事業（農地の利用集積・集約化に向けての支援）を併せて進めることができます。

ハード事業は①農地整備事業（経営体育成型）、②農地中間管理機構関連農地整備事業があり、それぞれの要件が定められています。

## ①農地整備事業（経営体育成型）

### 事業要件

- ・受益面積が20ha以上
- ・事業完了時に担い手農地利用集積率が増加すること。（表1）

（表1）担い手農地利用集積率

| 事業採択時           | 事業完了時           |
|-----------------|-----------------|
| 40(20)%未満       | 50(30)%以上       |
| 40(20)%以上 50%未満 | 採択時より10ポイント以上増加 |
| 50%以上 55%未満     | 60%以上           |
| 55%以上 90%未満     | 採択時より5ポイント以上増加  |
| 90%以上 95%未満     | 95%以上           |
| 95%以上           | 採択時より増加         |

### 負担割合

| 国   | 県   | 地元<br>(市町、農業者) |
|-----|-----|----------------|
| 50% | 30% | 20%            |



※（ ）書きは農山漁村地域整備交付金による採択地区の要件

## ②農地中間管理機構関連農地整備事業

### 事業要件

- ・受益面積が10ha以上
  - ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。
  - ・農地中間管理権の設定が事業計画の公告日から15年間以上あること。
- ※上記の他に担い手への集団化要件、収益性の要件等があります。

### 負担割合

| 国     | 県     | 市町  | 農業者 |
|-------|-------|-----|-----|
| 62.5% | 27.5% | 10% | 0%  |



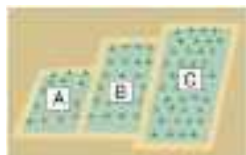
## 用語解説

### ○担い手

- ・認定農業者（農地所有適格法人を含む）
- ・生産組織……規約があること、目標年度までに法人となることなど
- ・特定農業団体……農業経営基盤強化促進法に基づき認定された団体
- ・中心経営体……人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱に定めるプラン）において地域の中心経営体に位置付けられている者

### ○集約化（面的集積）

- ・担い手が連続して作業可能な1ha以上の農地のまとまり



2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの



2筆以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの



2筆以上の農地が各々隅で接続し、作業の継続に大きな支障のないもの



段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの



2筆以上の農用地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

# ほ場整備事業の農家負担の軽減

## ～経営体育成促進事業(担い手育成農地集積資金)～

担い手への農地の集積を促進するため、要件を満たす場合、(株)日本政策金融公庫から対象事業の年度事業費の10%以内(農家負担金に対象事業の年度事業費の12%以下の場合にあっては、6分の5以内)に相当する額の無利子資金(「担い手育成農地集積資金」)を借り受けることができます。

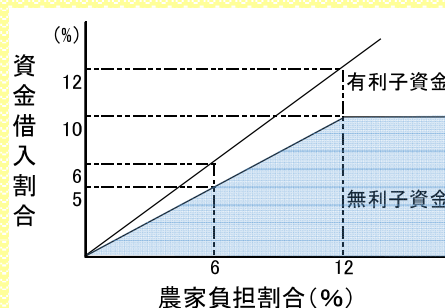
### 「担い手育成農地集積資金」の無利子融資の要件

担い手について、対象事業完了時に次の要件をすべて満たすこと。

- 1) 以下のいずれかを満たすこと。
  - 認定農業者の全受益者に占める割合が、市町村の目標以上になること。
  - 認定農業者数が対象事業採択時に比べ、30%以上増加すること。

- 2) 受益面積に占める担い手の農地利用集積率が、右記のとおり増加すること。

※要件は、事業メニューや担い手の条件(個別経営体、集落営農組織等)によって異なります。



| 事業採択時       | 事業完了時           |
|-------------|-----------------|
| 20%未満       | 30%以上           |
| 20%以上 50%未満 | 採択時より10ポイント以上増加 |
| 50%以上 55%未満 | 60%以上           |
| 55%以上 90%未満 | 採択時より5ポイント以上増加  |
| 90%以上 95%未満 | 95%以上           |
| 95%以上       | 採択時より増加         |

### お問合せ先

事業の詳細について、下記の窓口にお問い合わせください。

|                        |                                   |
|------------------------|-----------------------------------|
| 河内農業振興事務所 農村整備部 整備課    | TEL 028-626-3096 FAX 028-626-3095 |
| 上都賀農業振興事務所 農村整備部 整備課   | TEL 0289-62-6146 FAX 0289-62-6148 |
| 芳賀農業振興事務所 農村整備部 整備課    | TEL 0285-82-4939 FAX 0285-83-6245 |
| 下都賀農業振興事務所 農村整備部 整備課   | TEL 0282-23-3428 FAX 0282-23-3430 |
| 塩谷南那須農業振興事務所 農村整備部 整備課 | TEL 0287-43-1261 FAX 0287-43-4072 |
| 那須農業振興事務所 農村整備部 整備課    | TEL 0287-23-2153 FAX 0287-23-7994 |
| 安足農業振興事務所 企画振興部 振興課    | TEL 0283-23-1455 FAX 0283-23-5693 |

発行: 栃木県農政部農地整備課  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20  
TEL 028-623-2364 FAX 028-623-2378

